



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism [an abstract of dissertation and a summary of dissertation review]
Author(s)	吉村, 佳樹
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16494号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94955
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yoshiki_Yoshimura_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：吉村佳樹

審査委員	主査	教授	藏田伸雄
	副査	准教授	宮園健吾
	副査	准教授	コーカー・ケイトリン・クリスティーン

学位論文題名

Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism
(スキャンロンの契約主義のもっともらしい形態の構築に向けて)

・当該研究における本論文の研究成果

現代アメリカの道徳哲学者の T. Scanlon が提起した契約主義は、現代の倫理学理論の中でも功利主義やカント主義と並ぶ有力な理論の一つであるとされている。しかしそれに関する研究は十分になされていない。特にスキャンロンの契約主義が他の道徳理論、とりわけ功利主義・帰結主義に対してどのような優位性があるのかは十分に検討されていない。またスキャンロンの契約主義は J. Rawls によるロールズの契約主義、さらに F. Kamm や T. Nagel らによる現代カント主義理論とどのような点で異なるのかについても、必ずしも十分に理解されているわけではない。本論文で吉村氏は主に功利主義・帰結主義との対比をもとに、スキャンロンの契約主義の特徴を明らかにしている。

道徳的原則によって行為を正当化する議論は、規則功利主義に見られるように、「もし多くの人がそのような行為を行ったらどうなるか」という想定に基づくことが多いが、このような議論の問題点は従来も指摘されてきた。そのため道徳的原則にもとづく規則契約主義も同様の批判を受けることが予想される。本論文で吉村氏は、「遠隔世界批判」等の議論をとりあげ、そのような議論に対して intrinsic significance view といった独自の概念を用いることで、スキャンロンの契約主義はそのような議論のもつ問題点が回避可能なことを明らかにしている。また規則帰結主義では「もし多くの人がそのようなことをしたらどうなるか」という反事実的な想定 (Counterfactual Adherence) をもとに規則の妥当性が検討されるが、このような想定は現実の世界からは遠い世界を想定することになり、規則帰結主義に対してはこのような批判がなされてきた。吉村氏は反事実的な想定を用いる論法の問題点を詳細に検討し、さらに行為帰結主義と規則帰結主義に対応する行為契約主義と規則契約主義の区別をもとに、それらを支持する論者たちの議論を詳細に検討している。それによって契約主義はそのような難点を克服できることを示している。

また吉村氏はこのような作業を通じて、契約主義の基本概念である「理にかなった拒絶可能性」の内実を明らかにしている。そして行為の他者への正当化可能性、行為の正当化可能性と道徳原則との関連、さらに行為の正当化可能性と道徳的要求及び禁止との関連を明らかにすることで、契約主義の理論的有効性を論証している。さらにスキャンロンの契約主義を現代の非帰結主義的-カント主義的倫理学者の主張と対比させることで、スキャンロンの契約主義の基本的な特徴を明らかにしようとする。そして人格の価値、さらに人格の理性的能力や、「善き生の追求者」としての人格といった概念に言及することで、もっともらしい形のスキャンロンの契約主義の提示を試みている。

こうして本論文では新たなスキャンロンの契約主義が提示されるが、これは一般的な非帰結主義的倫理学における「理由」の理解に一石を投じるものでもある。さらに本論文ではこのような契約主義が気候変動対策などのための個人の行為の規範に応用可能であることも示されている。

・学位授与に関する委員会の所見

本論文で吉村氏はスキャンロン以後の契約主義に関する多くの文献を緻密に解釈した上で、intrinsic significant view といった独自の概念を提示することで、契約主義の道徳理論としての

特徴を明らかにして、さらにそのもっともらしい形態を提示することに成功している。さらに本論文は英語で執筆されており、世界の最先端の倫理学研究に貢献しようとするものである。なお、本論文の第二章にあたる部分は哲学分野で重要なジャーナルの一つである *Journal of Value Inquiry* に掲載が決定しており、吉村氏の研究は世界で通用するレベルのものであることはその事実によっても明らかである。この分野での最先端の研究に新たに貢献しようとする吉村氏の野心的な試みは、審査委員会によって高く評価された。

このように本論文の研究成果は極めて重要なものであるが、審査委員からいくつかの疑問が呈された。まず全体的にやや説明不足の箇所があり、この分野を専門としない研究者にとっては全体の議論の構造が理解しにくいのではないか、という指摘があった。また吉村氏自身が導入したタームについて十分に説明されておらず、どこからが吉村氏の独自のアイディアなのかがわかりにくい箇所もあった。さらに標準的契約主義による道徳的評価と行為契約主義的正当化とは不整合であるとする主張に対して、人格の尊重という概念がそこでどう関わるのが必ずしも明確ではないという評価もあった。

しかし吉村氏は口述試験の際に、これらの問題点に対して適切に返答し、本論文の方法論と意図についても改めて説明がなされた。そのため、以上のような難点は、本論文の重要性を損なうものではないと判断された。

以上の審査結果にもとづいて、本論文審査委員会は、本論文は博士(文学)の学位を授与するにふさわしいと全員一致で判断した。